ほぼ週刊コラム　「Partnership論」　その１１６

**シリーズ：『米国Partnership税制勉強会』の振り返りと準備**

**第四回勉強会の準備（３）：**

[**年表**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)**項目1：*Duo Sunt*（両剣論、両権論）、地上の権威と天の権威（３）**

**規範の二項対立：Church and State、*ius* and *lex*、righteousness and justice**

2014.10.23　rev.1　齋藤旬

**今週の日曜日（10月19日）は、世界の約二十億人のキリスト教徒が「国家への納税はrighteousnessに背（そむ）くか」と警戒を新たにした日だった。**というのは、カトリックを始め世界中の西方キリスト教会ではLectionary（聖書日課、*Ordo Lectionum Missae*）といって、毎日曜日に礼拝で解説を受ける聖書箇所が古くから決まっている。マタイ・マルコ・ルカの福音書[[1]](#footnote-1)を三年周期で読んでいく。今年はマタイ福音書を読む年で、この日曜日がちょうど「カエサルのものはカエサルに、神のものは神に」を読む日だったからだ。

　日本のカトリック教会で配布された資料の日本語と英語を転記すると：

マタイによる福音　(マタイ2・15-21)

15〔そのとき、〕ファリサイ派の人々は出て行って、どのようにしてイエスの言葉じりをとらえて、罠にかけようかと相談した。16 そして、その弟子たちをヘロデ派の人々と一緒にイエスのところに遣わして尋ねさせた。「先生、わたしたちは、あなたが真実な方で、真理に基づいて神の道を教え、だれをもはばからない方であることを知っています。人々を分け隔てなさらないからです。17 ところで、どうお思いでしょうか、お教えください。皇帝に税金を納めるのは、律法に適っているでしょうか、適っていないでしようか。」18 イエスは彼らの悪意に気づいて言われた。「偽善者たち、なぜ、わたしを試そうとするのか。19 税金に納めるお金を見せなさい。」彼らがデナリオン銀貨を持って来ると、20イエスは、「これは、だれの肖像と銘か」と言われた。21 彼らは、「皇帝のものです」と言った。すると、イエスは言われた。「では、皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい。」

GOSPEL: Mt 22:15-21

(Church and state)

A reading from the holy gospel according to Matthew

We belong to both the human city and the city of God and we must give each its due. The values of the gospel must be our guide.

The Pharisees went away to work out between them how to trap Jesus in what he said. And they sent their disciples to him, together with the Herodians, to say, "Master, we know that you are an honest man and teach the way of God in an honest way, and that you are not afraid of anyone, because a man's rank means nothing to you. Tell us your opinion, then. Is it permissible to pay taxes to Caesar or not?" But Jesus was aware of their malice and replied, "You hypocrites! Why do you set this trap for me? Let me see the money you pay the tax with." They handed him a denarius and he said, "Whose head is this? Whose name?" "Caesar's". they replied. He then said to them, "Very well, give back to Caesar what belongs to Caesar- and to God what belongs to God."

･･･という部分。是非、英語で読んで頂きたい。特に、ファリサイ派の人々がJesusへ向けた質問：「Is it permissible to pay taxes to Caesar or not?」、[米国カトリック司教団（USCCB）のWeb Site](http://www.usccb.org/bible/readings/101914.cfm)の英訳では「Is it lawful to pay the census tax to Caesar or not?」は重要だ。

ファリサイ派というのは、モーゼが神から再び授かったCovenantに規定されていたといわれる「rightな生き方」つまりrighteousnessを重視するユダヤ人の一派。先々週書いた様に、三大国である古代エジプト、バビロニア、ペルシャに長らく奴隷にされたことに怨みを抱く人々、即ち、国家に税金を納めるのは、奴隷となって働くのと同じだと思っている人々だ。だからこの「カエサルへ税金（人頭税、census tax）を納めるのは、lawfulか？」は、怨嗟の質問、つまり「神がそんなこと許されるはずがない」との思いを込めた質問だ。

**この「怨嗟」の質問を聞いた今週日曜日、全世界の約二十億人は改めて思いを巡らした**。即ち、「国家」とは、絶対に必要なのか？　無くて済まないのか？　一体、我々に何をもたらしてくれるものなのか？　確かに、temporal world --- 地上世界。人々が、一時的に過ごす世界 --- における幸福実現には重要かもしれない。しかし、地上世界における幸福とは、そもそも完遂できるものなのか？　あるいは、どうしても必要なものなのか？　むしろ、そういった地上世界における価値以上の、即ち、それらを超越した価値を目指す[[2]](#footnote-2)べきではないのか。そして、そう目指すとき、国家（State）はむしろ阻害要因となるのではないか？

**Church（教会、キリスト教共同体）という言葉を、「地上世界における価値以上の、即ち、それらを超越した価値を目指す人々」と定義し、state（国家）という言葉を、「地上世界における価値、あるいは地上世界における幸福を目指す人々」と定義するならば**、「教会」と「国家」とは果たして両立しうるものなのか、それとも両立し得ないものなのか？　両立するとしても、どちらかが上位になってしまい、その結果として一つの権力を構成するものなのか？　それとも対等に拮抗しあい、その結果、二つの拮抗しあう権力を構成し、Church（教会）とstate（国家）から構成される「社会」を成立させるものなのかどうか？　つまり、天と地に共通のcommon good（共通善）を目指す人々の社会、これを成立させるものなのかどうか？

世界人口七十億人の三分の一が一斉に、そういった根本的問題に思いを巡らす、とても濃密な日曜日だった。ただ、日本では、キリスト教徒が人口一億三千万人の0.4～0.6％であって、しかも、キリスト教も含め宗教一般が国家運営の為の道具に過ぎないのであり、「国家」が「宗教」を配下に置き、「国家」が「社会」の全てとなってしまう。ここに疑問をはさむ人は皆無と言ってよく、根本的な問題と格闘するという雰囲気はトンとなかったが...。

　**この重要な質問にJesusはアッサリと答えた。「カエサルのものはカエサルに、神のものは神に返せ」と。即ち、「Church and stateは両立する。対等に拮抗しあう。人々は共通善を目指せ。」と。**

　日本のカトリック教会の英語版資料で言うと：

(Church and state)

A reading from the holy gospel according to Matthew

We belong to both the human city and the city of God and we must give each its due. The values of the gospel must be our guide.

･･･と解説されるのが「答え」だ。この英文でwe must give each its due. という具合に、地上世界でのヒト－ヒト関係から設定される義務を表すdueがthe human city and the city of God の両方に向けて使われているので、言外に「まだ地上世界にいる我々としては、これこれの義務がある」というニュアンスを含んでいることに注意しつつ、読者の皆さんは是非、この解説も含めて素読百回、ジックリと味わって頂きたい。

**お分かりだと思うが、二千年前に提唱されたこのChurch and state社会構造が、西洋文明を基盤にした現在の国際社会における、様々なdichotomy of norm（規範の二項対立）を生む**。表題に挙げた、*ius* and *lex*、righteousness and justice、等がそれだ。あるいは、先週取り上げた、「国家の徴税権 vs. 人々の租税回避権」「国家の徴兵権 vs. 人々の良心的兵役拒否権」が、この「規範の二項対立」の具体例だ。

見方を変えれば、この様な拮抗両権による社会になっていないイランや日本では、一種類の規範しか存在しない。即ち、宗教が国家の上位にあるイランでは、イスラム宗教法と、アラーの右の座に着くにふさわしい「rightな生き方」規範しか存在しないし、国家が宗教の上位にある日本では、legislation（*lex*、国会等権威者が決めた法律）と、justice（地上世界にjust（ぴったり合う）なこと。地上世界で適正なこと。）しか存在しない。

そう、日本には、「*ius*（人々が自然に形成する法）」と、「rightなことを判別するための規範」は、存在しない。これでは、国際社会の重要な一員になれるはずがない。

**ドイツ語で、*ius*はRecht（右、right）、*lex*はGesetz。**また、日本語で言う「法治国家」は、ドイツ語ではRechtsstaat、つまり英語で言えば「right state」だ。そう、「法治国家」は、決してGesetzstaatではない。「法治国家」とは「*ius*による支配」が為される国家であって、決して、「*lex*による支配」が為される国家ではない。[[3]](#footnote-3)

お分かりだろう、*ius*（人々が自然に形成する法）が存在しない、つまり*lex*（legislation、国会等で立法される法律）しか存在しない日本が、「法治国家」であるはずがないのだ。

　「自由、民主主義、法による支配、といった西洋の価値観を日本は共有する。」なんて発言は、決してできないはず。発言するとしたら、不勉強も甚だしい。

　**さて明日は、第四回勉強会。**[**年表**](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2014/20141003%20W113%20economic%20substance%20without%20profit/shiryou/evolution%20history%20of%20US%20partnership%20taxation%20rev8.ppt)**項目１：*Duo Sunt*についてディスカションする予定だ**。ということで、今週最後のネタは、「私と*Duo Sunt*の出会い」について話そう。

　それは2013年11月のことだ。エリノア・オストロム等が2009年ノーベル経済学賞を「non-state actorsによるコモンズ経済」研究で受賞したことについて、私はネットで色々と調べていた。その時たまたま「[NON-STATE GOVERNANCE](http://ulaw.tv/videos/non-state-governance-symposium-introduction/0_5evi6zk1)」というコンファレンスが2010年に米国ユタ大学で開かれたことを知った。

　その第一基調講演を和訳して、[コラム７１『Non-state Governance（非国家による統治）』の和訳](http://www.llc.ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/Column%20hobo-shuukan/2013/20131129%20W48%20Non%20State%20Governance%20WAYAKU%20rev1/20131129%20W48%20Non%20State%20Governance%20WAYAKU%20rev3.doc)、としてあるので是非お読み頂きたい。*Duo Sunt*が出てくるのは和訳３頁目：

西暦476年、西ローマ帝国が崩壊した。その後、ローマ教皇グラシウス（Pope Gelasius）が494年に[*Duo Sunt*](http://en.wikipedia.org/wiki/Duo_sunt)（両剣論。[Dualistic principle of Church and State](http://en.wikipedia.org/wiki/Duo_sunt)）を唱え、西欧における標準的legal thinkingは、二つの王国論（the theory of Two Kingdoms）に基礎を置くことになった。二つの王国論 --- Godは二つの異なる権威（authority）を創ったというアイデア。これら二権（二剣）は明確に区別される。spiritual and temporal（霊的、現世的）、sacred and secular（聖、俗）、church and state（教会、国家）、の様に明確に区別される --- 。この様な二つの王国、即ち、二つのspheresがseparateしていたことは否定できない。またこのseparationは、国家が作ったものでないのも確かである。

これだけでも私にとっては興味深かったが、４頁目にはなんとcollective entityの三つの特徴まで飛び出したから驚いた。

　和訳でも原文英文でも全文を、是非、お読み頂きたい。そして、Partnership論を成立させる根源的精神構造と社会構造の、基本となる枠組みについて知識を獲得して頂きたい。

今週は以上。来週も乞うご期待。

1. 四福音書の内、比較的短いヨハネ福音書は復活祭やクリスマスに解説を受けるのが慣例となっている。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 「それらを超越した価値を目指す」とは、聖書英語で言うとperfectionやfulfillmentで表される事柄だと思う。日本語訳聖書で言うと「完全なものになる」ということだろう。 [↑](#footnote-ref-2)
3. ちなみに「憲法」は本来、「国家－ヒト」関係における国家権力（power of state）を制限するものであって*lex*の範疇にある。日本国憲法の様に、国民の義務を並べ立てるものではない。それは本来「憲法」とは呼べない。人間の本来的な義務（obligation）と権利（right）の起源については、議論が尽きないが、少なくも、人工的な*lex*である憲法によってその起源を与えるというのは、論点先取か自家撞着であって、大変不自然だと言えるだろう。

そもそも憲法は*lex*に過ぎないのだから、日本が憲法を定めたからといって「法の支配のある法治国家」であるとは言えない。また、日本国憲法の様に、国民の義務を規定したからといって、「法の支配のある法治国家」であるとも言えない。 [↑](#footnote-ref-3)